

令和 7 年 3 月 2 7 日

経済産業大臣
武藤 容治 殿

消費経済審議会
会長 小塚 莊一郎



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（答申）

令和 7 年 3 月 1 7 日付け 2 0 2 5 0 3 0 5 商第 2 号をもって当審議会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第 2 6 条第 1 項第 8 号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第 2（第 1 1 条、第 1 2 条関係）の改正を行うことについて